奈良県議会会議 |規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十

奈良県議会議長 Ш П 正 志

奈良県議会規則第一号

奈良県議会会議規則 \mathcal{O} 一部を改正する規則

に改正する 奈良県議会会議規則 (昭和三十 一年十二月奈良県議会規則第一 号) \mathcal{O} 部を次の よう

第三十四条の次に次の一条を加える。

(付託事件を議題とする時期

第三十四条の二 委員会に付託した事件 は、 第五十九条 \mathcal{O} 几 (委員会報告書) \mathcal{O} 規定に

よる報告書の提出を待つて議題とする。

を削り、 第三十九条第一項中 「期限内」 を「期限まで」に改め、 「認めたる」を「認める」 「ときは」 に改め、 \mathcal{O} 下に 同条第二項中 委員会は」 「委員会は を加え、

「延長」 を「延期」 に改め、 同条に次の一項を加える。

3 前二項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、 かわらず、 その事件は、 第三十四

の規定に

か

議会に

おい

て審議す

る こ

とができる。

条の二(付託事件を議題とする時期)

第四十条中 「ある」 \mathcal{O} 下に 「と認める」 を 加え、 同 条に次 \mathcal{O} 項を 加 え る。

2 委員会は、 その審査又は調査中の 事件に 0 11 て、 特に必要があると認めるときは、

議会の承認を得て、 中間報告をすることができる。

第四十二条の次に次 \mathcal{O} 一条を加える。

(発言の通告等)

第四十二条の二 会議におい て発言しようとする者は、 あらか じめ議長に発言通告書を

を要する場合及び発言を通告した者が全て発言を終わ 提出しなければならない。 ただし、 議事進行に関する発言、 つた場合は、 --- 身上 こ の の弁明その他緊急 限り でな 11

2 発言通告書には、 質疑につい てはその要旨、 討論に つい ては反対又は賛成 \hat{O} 別を記

しなけ ればならない。

3 発言 $\bar{\mathcal{O}}$ 順序は、 議長が定め る。

4 通告した者が 欠席したとき又は 発言 の順位に当た つても発言 な 1 とき若し は

『に現在 しない ときは、 通告は、 その 効力を失う。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(議事進行に関する発言)

第四十五条の二 議事進行に関する発言は、 議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理

する必要があるものでなければならない。

2 ばならない。 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、 議長は、 直ち に制 止 しなけ ħ

第五十一条第三項及び第四項を削る。

「取り消し、 第五十四条の見出し中 又は議長の許可を得て発言の訂正をする」 「取消し」 の下に 「又は訂正」 に改め、 を加え、 同条中 同条に次のただし書を 「取り消す」を

加える。

ただし、 発言の 訂正は、 字句に限るも のとし、 発言の趣旨を変更することはできな

V

第七章中第五十九条の三の次に次の一条を加える。

(委員会報告書)

第五十九条の四 委員会は、 事件の 審査又は 調査を終わ つたときは、 報告書を作 ij, 議

長に提出しなければならない。

第九十二条第二項中 「の取消し」 の 下 に 「又は訂正」 を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。